

1. 下水道使用料の改定について

(1) 下水道使用料について

公営企業の原則

- 公営企業である下水道事業の経営は独立採算が原則
- 事業の経費は使用料収入を柱とする受益者負担で賄うのが原則

下水道事業を取り巻く状況

- 公共下水道事業については、平成4年度に供用開始し、使用料は当時のままとなっている
- 公共下水道事業の整備は、平成29年度で一時終了
- 現行使用料総額で維持管理費を賄っていない状況が明確化
- 将来における施設の更新と人口減少時代の突入が迫っている
- 総務省における公営企業会計化推進（＝独立採算性への取組推進）

関係法律

□下水道法

(使用料)

第 20 条 公共下水道管理者は、条例で定めることにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によってさだめなければならない。

- 1) 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 2) 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 3) 定率又は定額をもって明確に定められていること。
- 4) 特定の使用者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 (省略)

□地方財政法

(公営企業の経営)

第 6 条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもって充てることができる。

(2) 下水道使用料算定の流れと使用料算定期間の設定（一般的な考え方）

① 下水道使用料算定の流れ

1. 事業計画・財政計画の策定

- 下水道事業を継続するに当たり、今後必要な投資と必要額の見通し（収支見積・計画）
- 今後の使用料収入や投資・地方債残高の見通し



2. 使用料算定期間の設定と使用料水準の検討

- 公共料金としての安定性を確保するため、料金算定期間を決定
- 料金算定期間内に事業を行う財源



3. 使用料体系の決定

- 必要な使用料収入を使用者間でどのように割振り、負担するか決定

② 下水道使用料算定期間の設定

下水道使用料算定の基本的考え方（国土交通省監修、日本下水道協会発行）

- 日常に密着した公共料金
- できるだけ安定したものであることが望ましい
- あまりに長期に設定することは予測の確実性を失う
- 財政計画期間は、一般的には2年ないし4年程度が適当



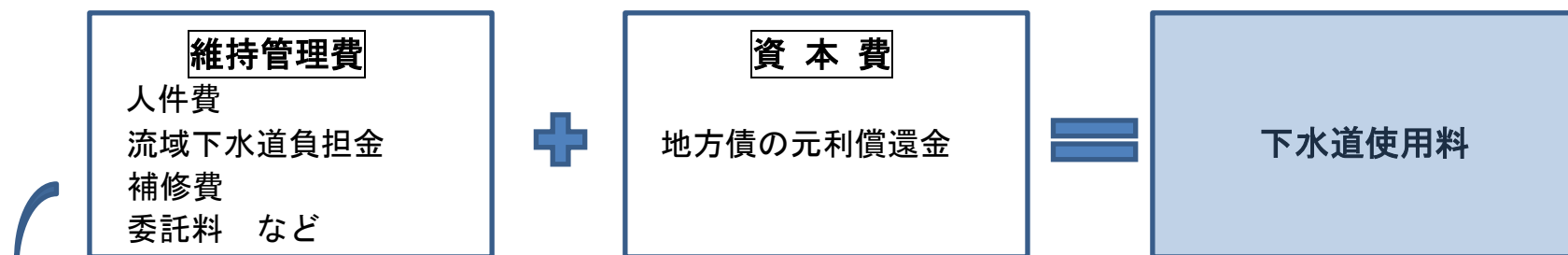
当町の下水道事業は、大きな面的整備が平成29年度で一旦終了する。平成33年度までの4年間で下水道使用料算定期間に設定

(3) 下水道使用料の検討 (一般的な考え方)

① 下水道使用料水準の検討 ~経営上必要な年間総使用料額の検討~

下水道事業を行うための経費

- 下水道サービスを行うために必要な費用 (維持管理費)
- 地方債の支払利息
- 今後の投資や資産維持のための費用 (資本費)



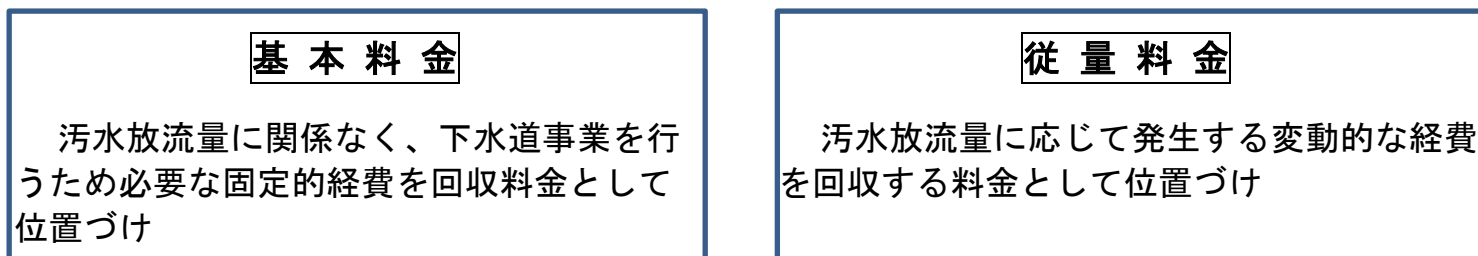
※1 上記の一般的な考え方は、当町の現状に沿わない。(参考資料参照P2)

※2 町の考え方は、維持管理費について収支均衡させたい。

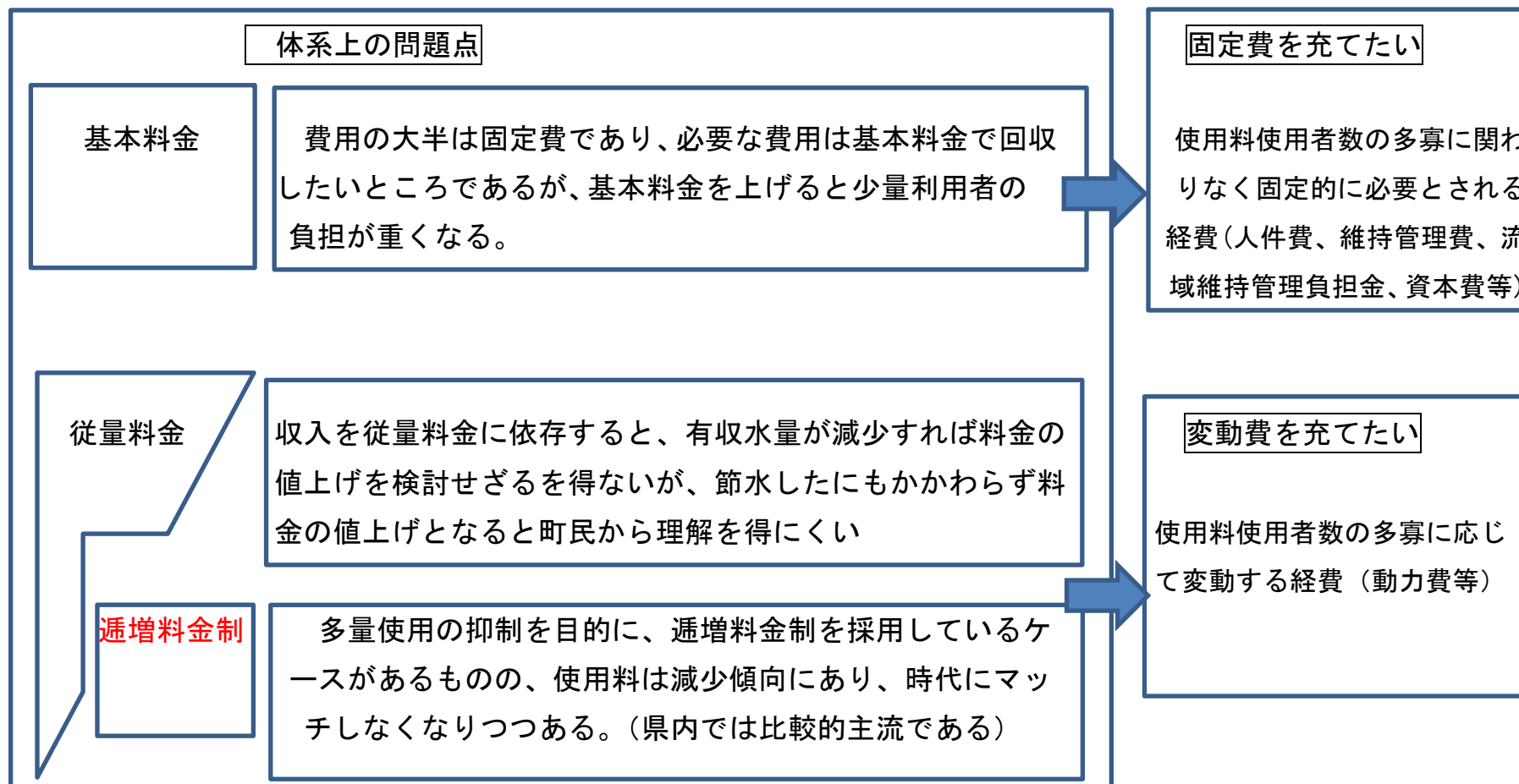
② 下水道使用料体系の検討

2部料金制

料金が使用水量にかかわらず一律である「基本料金」と使用水量に応じて支払額が変動する「従量料金」の2部から構成される料金制度



②-2 下水道使用料体系の検討（一般的考え方） ～従量制詳細～



※逦増料金制の例（おいらせ町の現行の使用料体系：税抜）

| | 基本料金 (m ³) | 従量料金 (1 m ³ 当りの金額) | | | |
|-----------------|------------------------|-------------------------------|-------|--------|------|
| | ～10 | 11～30 | 31～50 | 51～150 | 151～ |
| おいらせ町 (一般汚水) | 1,200円 | 120円 | 140円 | 160円 | 180円 |

(4) 使用料の改定方針について(案)

1. 使用料水準(年間当り総額)方針

①一般汚水の使用料総額についての改定目標値 ⇒ 約10%~15% 増額改定

②維持管理費について、使用料で賄うことを当面の目標とする。(目標10年後)

支出抑制対策を進める。

③浴場・プールは、改定無 ⇒ 支払者無

【総合的判断に基づく改定理由について】

1. 大きな面整備（公共下水道整備）が一時終了し必要な使用料額が求めやすくなった。現在の必要使用料額が既に不足していることや、将来に向けては、人口減少による使用料収入の減少や更新事業費も増額が見込まれる状況が明らかである。このため、現在及び将来に向け安定した下水道財政経営を目指す観点から使用料の改定を行う。

【使用料水準に関する理由について】

2. 改定目標値では、維持管理費も賄えないが、消費税増税が間近に控える等社会情勢として負担が増す時期となる。このため大幅な増額改定は滞納額の増加へつながることが推定され増額改定には配慮が必要。

近隣市町村との比較では、現在やや低い使用料設定であり、改定を検討している団体もある状況から、近隣市町村の平均水準は上回る設定をする。

3. 支出経費の抑制を検討し、維持管理費の削減に努める。

具体策として、委託契約の複数年契約や流域維持管理負担金（県と協議）の削減。

【参考】□20 m³当りの使用料体系上の値上げ幅(税抜) ※右項の3市町は20 m³当りの現在の使用料額。()内順位は資料管内中順位

| | 現行 | 10%増 | 15%増 | 30%増 | 五戸町 | 階上町(5位) | 三沢市(4位) |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|
| おいらせ町(一般汚水) | 2,400円 | 2,640円 | 2,760円 | 3,120円 | 2,400円 | 2,730円 | 2,861円 |

□年間総額の上げ幅(参考値:過年分が含まれているため注意)

| | H28年度実績額 | 10%増 | 15%増 | 30%増 |
|-------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 使用料 | 140,869千円 | 154,956千円 | 161,999千円 | 183,129千円 |
| 維持管理費 | 195,066千円(差額54,197) | 195,066千円(差額40,110) | 195,066千円(差額33,067) | 195,066千円(差額11,937) |

2. 使用料体系(2部料金制)に関する方針

- ①基本使用料について変更を検討 現行 10 m³ ⇒ 改定後 5 m³
- ②従量制体系区分について、現行の体系箇所は変更無（基本料金変更に係る区分は追加）

【基本使用料体系変更理由】

- 1. 節水者へ配慮した体系へ ※高齢世帯等への配慮
- 2. 基本水量の部分で固定費を賄う考え方は、現状に合わない
- ※基本使用料対象流量を下げ、6 m³以上は従量料金の設定を検討する

【現行従量制体系の維持について】

- 3. 使用料額の変動幅が大きくなるように配慮
- 4. 使用者にわかりやすい体系の維持

【従量体系毎に関する改定上の留意点】

- 5. 使用流量の大小に限らず、値上げ幅に大きな差がでないよう配慮する
- 6. 従量料金の各上げ幅はシミュレーションし上げ幅を検討する

【参考】□現行使用料体系と改定後使用料体系案

現行体系

| | 基本料金 (m ³) | 従量料金 (1 m ³ 当りの金額) | | | | |
|-----------------|------------------------|-------------------------------|-----------|-------------|---------|--|
| | ~ 10 | 1 1 ~ 3 0 | 3 1 ~ 5 0 | 5 1 ~ 1 5 0 | 1 5 1 ~ | |
| おいらせ町 (一般汚水) | 1, 2 0 0 円 | 1 2 0 円 | 1 4 0 円 | 1 6 0 円 | 1 8 0 円 | |

改定体系案

| | 基本料金 (m ³) | 従量料金 (1 m ³ 当りの金額) | | | | |
|-----------------|------------------------|-------------------------------|-----------|-----------|-------------|---------|
| | ~ 5 | 6 ~ 1 0 | 1 1 ~ 3 0 | 3 1 ~ 5 0 | 5 1 ~ 1 5 0 | 1 5 1 ~ |
| おいらせ町 (一般汚水) | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |